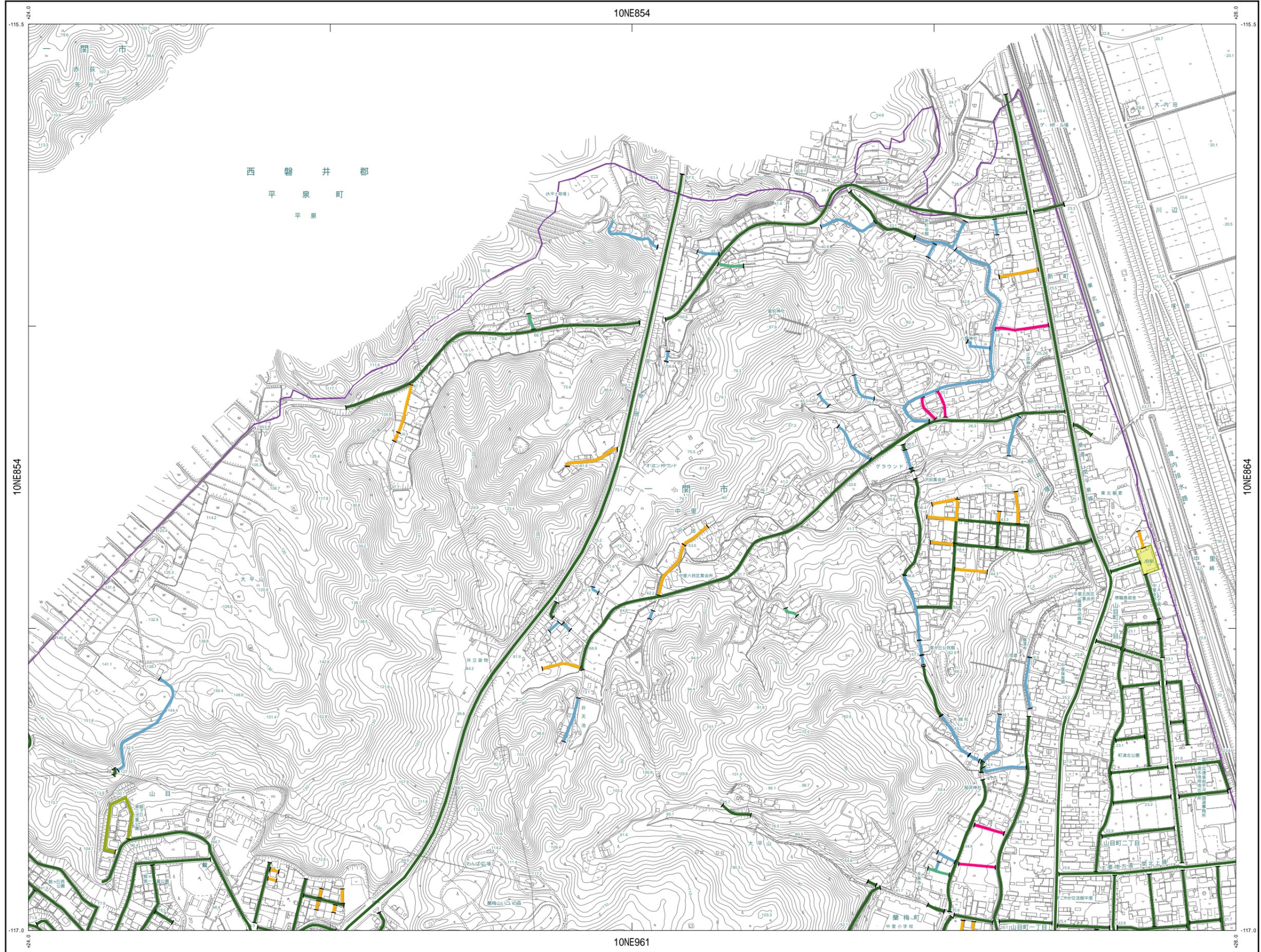
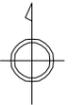


令和四年九月作成



10NE854		10NE864
10NE952	10NE961	10NE962



凡例	
建築基準法関連	
1号道路	
道路法の適用を受ける幅員4m以上の道路	
2号道路	
2号道路 (区域指定)	
都市計画法、土地区画整理法、都市開発法等による、幅員4m以上の道路	
3号道路	
建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員4m以上の道路	
4号道路	
道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路で、2年以内に築造が予定される道路	
位置指定道路 (5号道路)	
建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法等によらず、新しく作られる道路	
2項道路	
建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員1.8m以上4m未満の家庭の建ち並んでいた道路	
特定道路 (第43条ただし書)	
特定行政庁が定めた基準を満たす道路	
非道路	
建築基準法上の「道路ではない」と判定した道路	
都市計画区域	

